

解禁日 令和4年5月16日

報道関係者 各位

令和4年5月16日

【照会先】 秋田労働局健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話) 018-862-6683

令和3年における労働災害の発生状況

～死傷者数は1,220人で前年比133人増加し、過去10年で最多～

秋田労働局（局長 川口秀人）は、令和3年（1月～12月）の労働災害発生状況を別紙のとおり取りまとめました。

概要は、次のとおりです。

（概要）

1 死傷者数が大幅に増加

秋田県内における令和3年の労働災害による死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は1,220人で、令和2年（以下「前年」という。）と比較して133人、12.2%増加し、4年連続で1,000人を超え、更に過去10年で最も多い結果となりました。《資料1、2》

主要業種別の死傷者数は、建設業が227人と最も多く、次いで製造業が218人、保健衛生業が214人、商業が192人などとなっています。

令和3年の死傷者数を前年と比較すると、主要業種のほとんどが前年比で増加しており、建設業が13.5%増、製造業が14.1%増、保健衛生業が48.6%増、運輸交通業が20.2%増となりました。減少した業種では商業が2.0%減、接客娯楽業が13.3%減、林業が5.1%減などとなり、減少した業種においても減少幅は小幅にとどまっています。《資料3》

また、事故の型別における死傷者数の多い順にみると、転倒災害が346人、墜落・転落災害が194人、腰痛や捻挫等を含む動作の反動・無理な動作が130人となり、この傾向については前年と同様となりました。特に、令和3年1～2月及び12月において屋外での転倒災害が多発したことにより、転倒災害における前年比の状況は、65人、23.1%増加となりました。

併せて、令和3年における災害の特徴の一つとして、職場内における新型コロナウイルスによる感染により100人が休業4日以上災害として含まれ、事業場内におけるクラスターなどの発生により複数の労働者が感染し、被災者数が増加する結果となりました。《資料4、5》

2 死亡者数は7人となり前年と同数

労働災害による死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は7人で、令和2年と同数となり、災害統計が残っている昭和33年以降過去最少を記録した令和元年より2人増加しました。

業種別の死亡者数は、建設業が4人、次いで製造業が2人、林業が1人となっています。

建設業では高所からの墜落災害が目立っており、製造業においては、製造機械のトラブル処理となる非定常作業時に発生しています。《資料6》

3 転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害及び新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

令和3年の労働災害による死傷者数のうち、「転倒災害」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」による労働者の作業行動に起因した労働災害が増加傾向にあり、特に転倒災害においては、死傷者数が全体の28.4%を占め、転倒災害の負傷者数が過去10年において最多となりました。

転倒災害の特徴は屋外における冬期間の転倒災害が多発したことに加え、冬期間以外においても月平均20人弱が被災しており、過去10年において最多の発生となったこと、更に令和4年度は、第13次労働災害防止計画の最終年度であることから、最も多い転倒災害を減少させるため、令和4年5月18日(水)に、緊急の転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催し、災害防止団体等に対して最近の発生状況と防止対策の説明及び**局長からの要請**を行う予定としております。(詳細は、別途プレスリリースいたします。)

また、引き続き職場における新型コロナウイルス感染症防止対策の周知と、60歳以上の高齢労働者における労働災害が3割を超える状態にあるため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の周知指導など、第13次労働災害防止計画の最終年度の目標達成に向け取り組んでいきます。<<資料4、5、7>>

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

（1）全業種合計

《資料1》

令和3年の労働災害による死傷者数は、1,220人で、前年に比べ133人（12.2%）増加しました。

秋田県内の労働災害は長期的には減少しており平成27～29年には900人台まで減少し推移していたものの、平成30年に再び1000人を超えてからは、大きく減少することはなく、令和3年においては、4年連続で1,000人を超える結果となり、過去の推移でみると約20年前の平成13年時と類似した死傷者数となりました。

一方、死亡者数は、近年、5～22人の範囲で増減を繰り返していましたが、令和3年は7人となり、前年と同数となりました。この7人は、労働災害統計が残っている昭和33年以降、過去最少となった前年の5人に次ぐ死亡者数となりました。

（2）主要業種別の発生状況

《資料2、3》

主要業種ごとに発生状況をみると、製造業218人（災害全体の17.9%）、建設業227人（18.6%）、商業192人（15.7%）、保健衛生業214人（17.5%）などとなっています。

製造業の死傷者数は、平成30年から2年連続で減少したものの、令和3年においては増加に転じ、前年比で27人（14.1%）増加しました。なお、主要製造業種においては、木材・木製品製造業が43人（前年比10.3%増）となり、死亡災害も発生しています。また、死傷者数が最多となったのは食料品製造業で57人（9.6%増）となりました。

建設業は227人（前年比27人、13.5%増）となりました。死傷者数は平成30年から2年連続で減少した状態から増加に転じ、特に建築工事業では死傷者数が123人（前年比22人、21.8%増）となりました。なお、土木工事業における死傷者数は73人（前年比5人、6.4%減）となり、対照的な結果となりました。また、死亡災害が4人となり、墜落により2人、感電により1人、交通事故により1人が死亡する結果となり死亡者数が一番多い業種となりました。

商業は192人（前年比4人、2.0%減）と僅かに減少しました。平成30年以降200人弱で推移しており、この傾向が続く状態となりました。

病院、社会福祉施設などの保健衛生業は214人（前年比70人、48.6%増）と全業種の中で、最も増加割合が高くなりました。増加の状況として職場内における新型コロナウイルス感染によりクラスターが複数の事業場で発生したことが一因となっています。

運輸交通業は113人（前年比19人、20.2%増）と前年比で増加となりました。このうち、道路貨物運送業で95人（84.0%）を占めています。

林業は37人（前年比2人、5.1%減）と死傷者数は前年から2人減少したものの、死亡者数が1人となり、2年連続で死亡災害が発生する結果となりました。

2 労働災害の類型（事故の型別、年齢別）

（1）事故の型別分類

《資料4、5、6、7》

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、①転倒災害346人（災害全体の28.4%）、②墜落・転落災害194人（15.9%）、③動作の反動・無理な動作による災害130人（10.7%）、④はさまれ・巻き込まれ災害109人（8.9%）、⑤切れ・こすれ災害76人（6.2%）などとなっています。

○転倒災害

事業場内の通路や冬期間（1月・2月及び12月、以下同じ。）における屋外の凍結路面などでの「転倒」による死傷者数は346人で、前年から65人増加しており、災害全体の中で最も多い事故の型となっています。

業種別にみると、商業が76人で最も多く発生しており、次いで保健衛生業が75人、製造業62人などとなっています。

また、発生時期をみると、1月53人、2月59人、12月59人となっており、346人中、この3か月において171人が被災し、転倒災害全体の5割弱を占めています。冬期間には、事業場の屋外通路や駐車場においての転倒災害が多く発生し、また、例年より積雪のある時期が長期に及んだことも増加している一因となっています。なお、3月～11月においても月平均20人弱の転倒災害が発生しています。

転倒災害により30日以上休業を要する災害は225人で全体の65.0%を占めており、平均休業日数も41.7日と約6週間の休業期間と長期化しています。

○墜落・転落災害

高所からの「墜落・転落」による死傷者数は194人で、このうち、建設業が80人と全体の41.2%を占めています。その中で、木造家屋建築工事業で36人と最も多く被災しているのが特徴です。次に多いのが運輸交通業の24人で、特徴としてトラックの荷台からの墜落・転落によるものとなっております。また、死亡災害においても7人中3人が墜落・転落災害により被災しています。

○動作の反動・無理な動作による災害

「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は130人で、前年の143人から13人減少しました。その多くは重量物を持ち上げたり、体勢をひねったりした際の災害性腰痛で、業種別では社会福祉施設を含む保健衛生業で46人と最も多く、続いて商業（28人）、製造業・建設業（ともに13人）で多く発生しています。

○はさまれ・巻き込まれ災害

動力機械等での「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は109人で、前年の死傷者数100人からは9人増加しました。このうち、製造業で41人と全体の37.6%を占めており、食品加工用機械や木材加工用機械等の取り扱い中に手指等を巻き込まれる災害が多く発生しています。特徴として通常作業時よりも、材料が機械に詰まったり、メンテナンス等を行ったりした際に機械を停止しないまま作業して被災する、非定常作業時に発生し、同様なケースで1人死亡災害も発生しています。

○切れ・こすれ災害

「切れ・こすれ」による死傷者数は76人で、製造業、建設業、商業など様々な業種で発生していますが、木材加工用機械や食品加工用機械、建築工事現場での電動工具などによる刃物に接触して被災する災害が発生しています。また、業種に関わらず手工具となる包丁やカッターなどにより手指を切創する災害も多く発生しています。

(2) 年齢別発生状況

《資料7-2》

死傷者を年齢構成別にみると、「60歳以上」382人（31.3%）、「50～59歳」285人（23.4%）、「40～49歳」243人（19.9%）などとなっており、50歳以上の死傷者数が全体の54.7%と半分以上を占めています。また、60歳以上のうち70歳以上の死傷者数は89人で、被災者の最高年齢は82歳でした。

なお、60歳以上の高年齢者の死傷者数は、平成22年以降増加傾向にあります。

定年延長など職業生涯が延伸し、高年齢者が職場においてより大きな役割を担う中、各職場においては、高年齢者の特質を踏まえた安全衛生対策の取組が課題となっています。

3 令和4年度の秋田労働局における取組

秋田労働局では、秋田県内における近年の労働災害の発生状況を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第13次労働災害防止計画」（「13次防」という。）を策定し、平成30年4月から取組を進めています。

計画の最終年となる令和4年度においては、重篤な災害が多く発生している建設業、林業及び製造業の重点業種に対し、死亡災害の撲滅及び災害減少を目指した対策を推進するほか、業種を問わず広く発生し死傷者数で最多となっている転倒災害防止対策、労働災害が増加している商業、保健衛生業及び接客娯楽業などの第三次産業対策、運輸交通業の荷役作業時の災害防止対策に引き続き取り組めます。

建設業に対しては、墜落・転落災害の防止措置の遵守徹底を図るとともに、特に足場からの墜落・転落災害を防止するため「足場からの墜落・転落災害防止推進要綱」に基づいたより安全な措置等の一層の促進を図ります。

また、自然災害による復旧工事などにおいて増加している、車両系建設機械災害や土砂崩壊災害を防止するため、現場での安全管理の徹底など現場への指導を強化します。

その他、木造家屋建築工事業の事業者などに対する安全講習会や災害防止団体と連携した合同パトロールを実施するほか、安全衛生経費に配慮した発注の促進等発注機関とも連携を図ります。

併せて、高所作業における墜落防止措置として、令和4年1月2日以降、使用が義務化された、墜落制止用器具の取扱い方法や、改正石綿障害予防規則に基づき令和4年4月1日から建築物工作物の解体作業における、石綿事前調査結果報告が義務化されていることから、法改正の内容についてあらゆる機会において周知を図ります。

《資料8、9》

林業に対しては、死亡災害の多くがかかり木の処理等を含め伐木作業中の災害となっていることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン」などに基づく基本的な安全作業手順の徹底や、伐木作業及び林業機械を取り扱う際の作業計画の作成や緊急連絡体制の整備について災害防止団体等と連携し周知・指導します。

製造業に対しては、死傷者数の約3割を占める「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害等を防止するため、災害を発生させた機械を使用する事業者に対して、接触防止措置の徹底や、非定常作業時におけるリスクアセスメントの実施などについて指導します。

転倒災害は、事故の型別として災害件数が最も多くまた、全ての業種において発生していることから、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配布など屋外における凍結路面や、建物内の環境整備を徹底することでの転倒防止を中心とした啓発活動を展開します。

死傷者数が増加している第三次産業に対しては、「転倒災害」や腰痛を含む「動作の反動、無理な動作」による災害が多発しており、これら労働者の作業行動を起因とした災害が顕著に増加していることから、地方自治体主管課や関係団体及び県内主要企業により構成する、小売業及び介護施設における「+（プラス）Safe 協議会」を設置予定とし、それぞれが連携した取組みを行うことで、企業の自主的な安全衛生活動を推進するとともに、国民の安全衛生意識を向上させることを目的として労働災害の減少を図ります。

《資料10》

運輸交通業に対しては、荷役作業時の災害防止対策の徹底について「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき指導するほか、荷主に対しても取組の促進を図ります。

令和2年から感染が拡大している、新型コロナウイルス感染防止対策について、各事業場における、感染防止対策への取り組みのポイントや実践事例を紹介した資料「職場

における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」を配布周知することでクラスターの発生を抑制するなど、まん延防止に対する指導を引き続き行います。

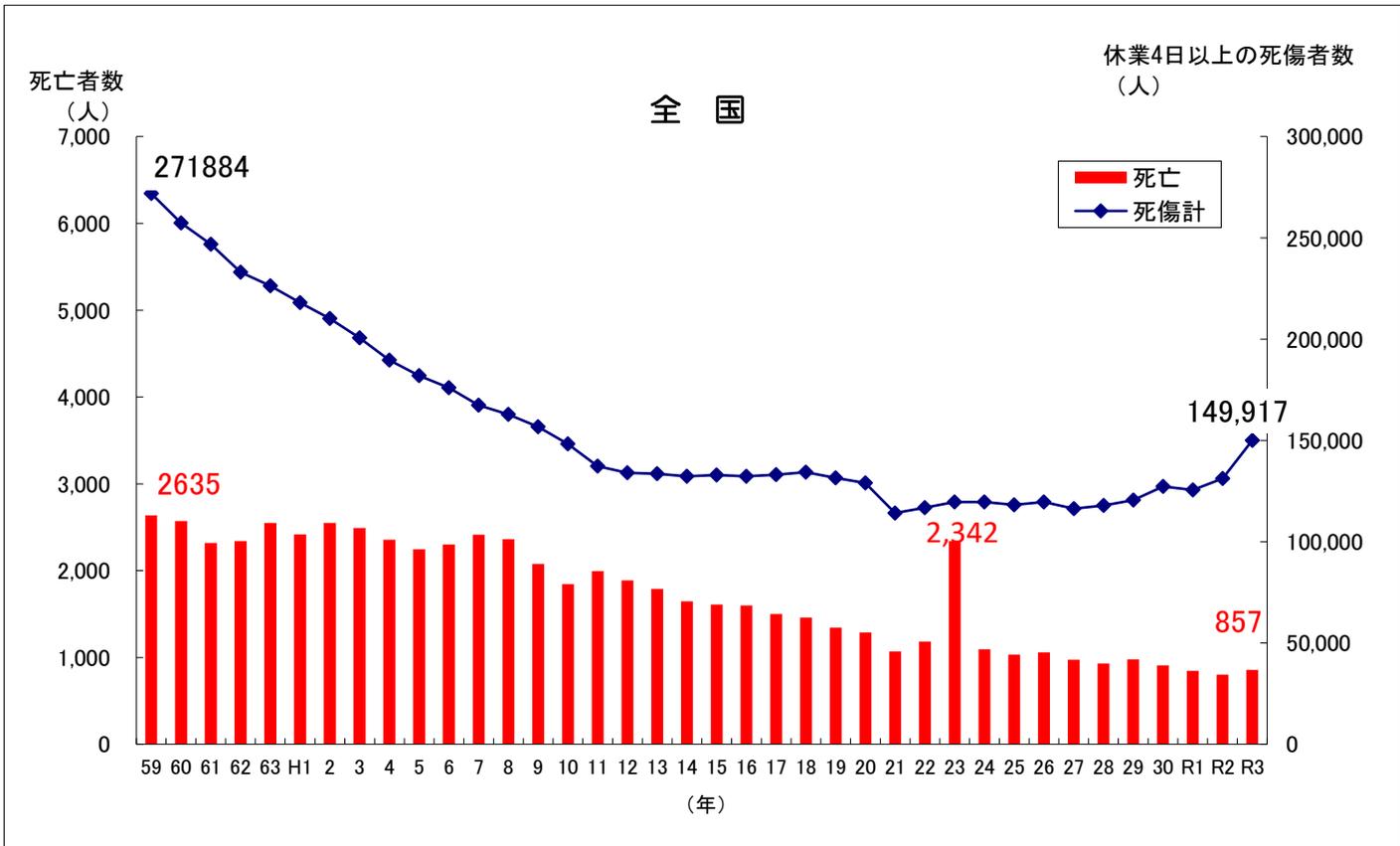
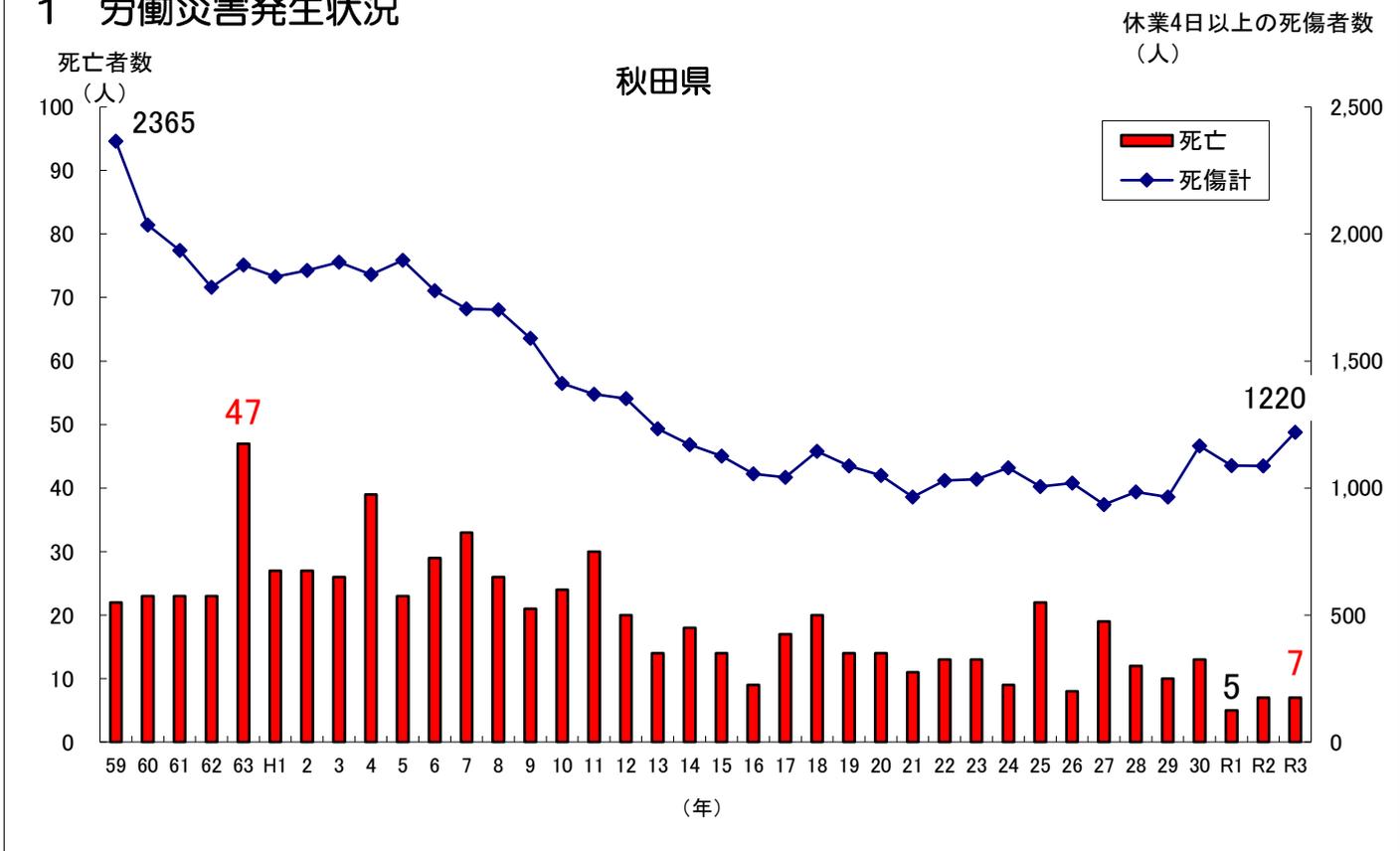
労働災害全体の約3割を占める60歳以上の高齢労働者の労働災害防止対策を推進し、高齢労働者が安全に安心して働ける職場環境の形成に取り組むこととし、高齢労働者の労働災害防止対策については、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知し、指導を行います。

さらに、毎年5月～9月にかけて、熱中症を発症する事例が見られます。秋田県は他の都道府県から見ると発症しにくい地域にみられがちですが、去年は気温28度の状態において熱中症を発症している事例もあることから、熱中症予防にかかる「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」についても、周知し、指導を行います。<<資料11>>

【添付】

- 資料1 「労働災害発生状況の推移（秋田県、全国）」
- 資料2 「令和3年労働災害発生状況（確定値）」
- 資料3 「主要業種別死傷者数の推移（平成24年以降）」
- 資料4 「事故の型別労働災害発生状況等」
- 資料5 「事故の型・業種別災害発生状況等」
- 資料6 「令和3年死亡災害発生状況」（確定）
- 資料7 「主要業種別事故の型別等発生状況」
- 資料8 「令和4年1月2日からは墜落制止用器具をご使用ください」
- 資料9 「石綿事前調査結果の電子報告が始まります！」
- 資料10 「+（プラス）Safe 協議会関係資料」
- 資料11 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

1 労働災害発生状況



労働災害の推移 (平成24年～令和3年、カッコ内は死亡者数で内数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
秋田県	(9)1,079	(22)1,006	(8)1,019	(19)935	(12)984	(10)965	(13)1,166	(5)1,088	(7)1,087	(7)1,220
全国	(1093)119,576	(1030)118,157	(1057)119,535	(972)116,311	(928)117,910	(978)120,460	(909)127,329	(845)125,611	(802)131,156	(857)149,917

令和3年労働災害発生状況 (確定値)

秋田労働局
(令和4年4月8日作成)

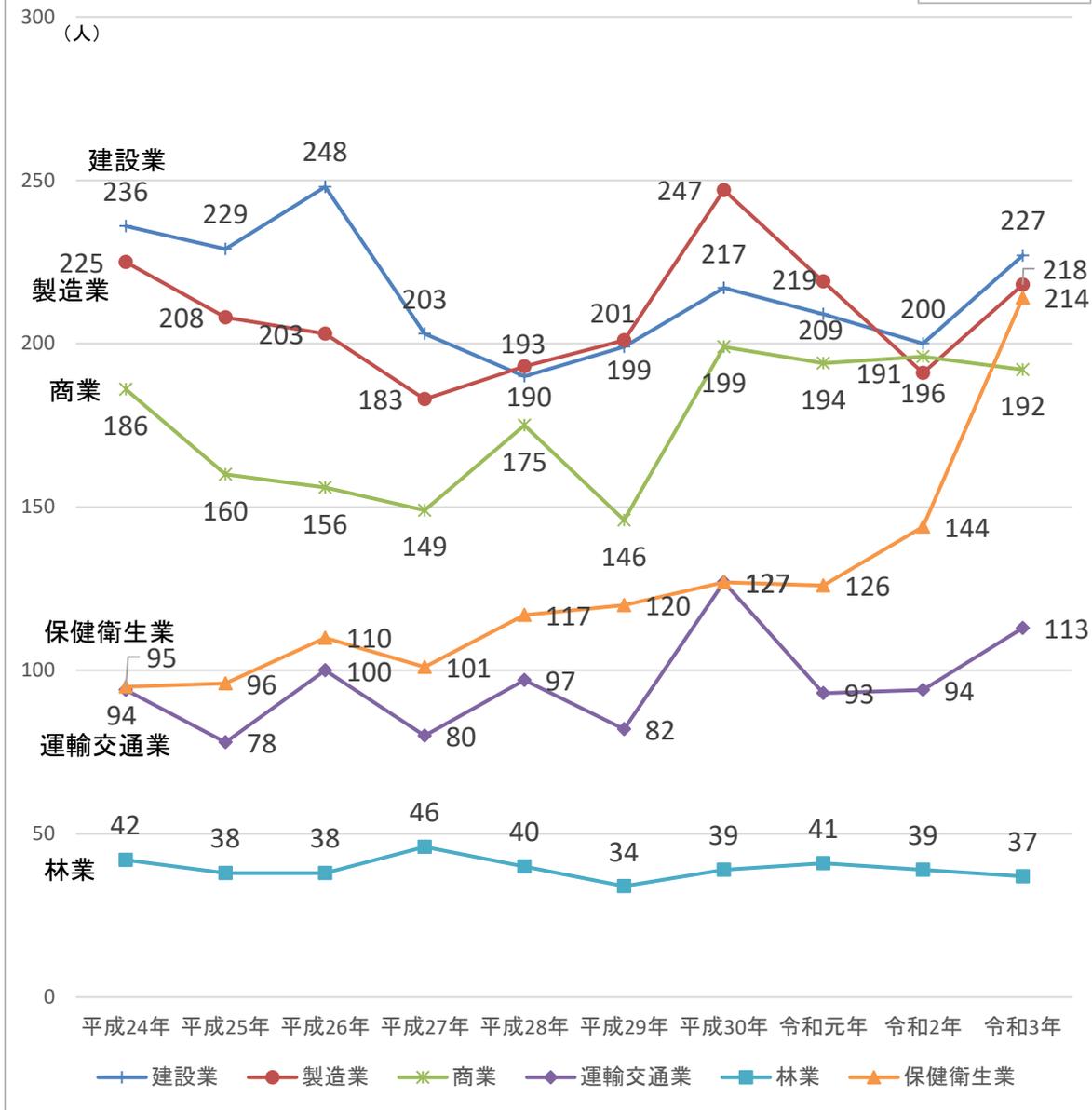
号別	業種別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署															
			1月～12月		1月～12月		1月～12月		件数	百分率(%)	2年		3年		2年		3年		2年		3年		2年		3年											
			死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上										
1～17	全業種合計		5	1088	7	1087	7	1220	133	12.2	1	399		489	1	75	3	80	2	220	1	218	1	132	1	170	1	145	1	160	1	116	1	103		
1	製造業			219	1	191	1	191	2	218	27	14.1		55		76		15	1	18		48		40		20		32	1	34		29		19	1	23
	食品製造業			58	1	52	1	52		57	5	9.6		19		20		1		4		7		10		9		10	1	13		10		3		3
	木材・木製品製造業			36		39		39	1	43	4	10.3		8		14		7	1	4		15		11		2		5		6		7		1		2
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業			30		30		30		37	7	23.3		9		18		1		3		12		5				2		4		2		4		7
	一般・輸送用機械器具製造業			19		14		14		20	6	42.9		3		4				1		6		7		1		5		3		2		1		1
	電気機械器具製造業			13		7		7		14	7	100.0				3				1					3		4		1				3		6	
	上記以外の製造業			63		49		49	1	47	-2	-4.1		16		17		6		5		8		7		5		6		7		8		7	1	4
2	鉱業(鉱安法適用を除く)			6		2		2		3	1	50.0		2		1								1						1						
3	建設業		1	209	2	200	2	200	4	227	27	13.5		56		71	1	7	2	11		33		56	1	36	1	39		38	1	31		30		19
	土木工事業			68	1	78	1	78		73	-5	-6.4		22		27	1	3		3		17		20		6		12		17		3		13		8
	建築工事業			115		101		101	3	123	22	21.8		28		26			1	4		12		31		26	1	25		20	1	27		15		10
	鉄骨・鉄筋家屋建築			26		16		16		18	2	12.5		5		3						2		6		4		4				2		5		3
	木造家屋建築			70		63		63	3	77	14	22.2		17		13			1	2		6		22		18	1	16		15	1	19		7		5
	その他の建設業		1	26	1	21	1	21	1	31	10	47.6		6		18		4	1	4		4		5	1	4		2		1		1		2		1
4	運輸交通業		1	93	1	94	1	94		113	19	20.2		46		65				5	1	14		12		8		19		6		7		7		5
	道路貨物運送業		1	81		84		84		95	11	13.1		38		50				5		12		11		8		17		6		7		7		5
5	貨物取扱業			1		1		1		1	0	0.0		1		1																				
6-2	林業			41	3	39	3	39	1	37	-2	-5.1	1	5		2		2		2	1	12	1	10		7		7		5		7	1	8		9
8	商業		2	194		196		196		192	-4	-2.0		81		84		13		18		38		24		24		21		19		24		21		21
	小売業		2	166		173		173		161	-12	-6.9		72		66		13		13		30		20		21		17		17		24		20		21
13	保健衛生業			126		144		144		214	70	48.6		56		104		8		15		42		34		13		25		16		23		9		13
	社会福祉施設			103		109		109		154	45	41.3		38		66		6		13		33		29		11		17		14		18		7		11
14	接客娯楽業			51		60		60		52	-8	-13.3		26		22		6		1		11		10		5		8		11		9		1		2
	飲食店			25		20		20		26	6	30.0		12		15		1				4		3		1		4		1		2		1		2
15	清掃・と畜業			37		51		51		32	-19	-37.3		24		18		2				10		10		7		2		3				5		2
	上記以外の事業 6-1、7、9～12、16、17		1	111		109		109		131	22	20.2		47		45		9		10		12		21		12		17		13		29		16		9

資料2

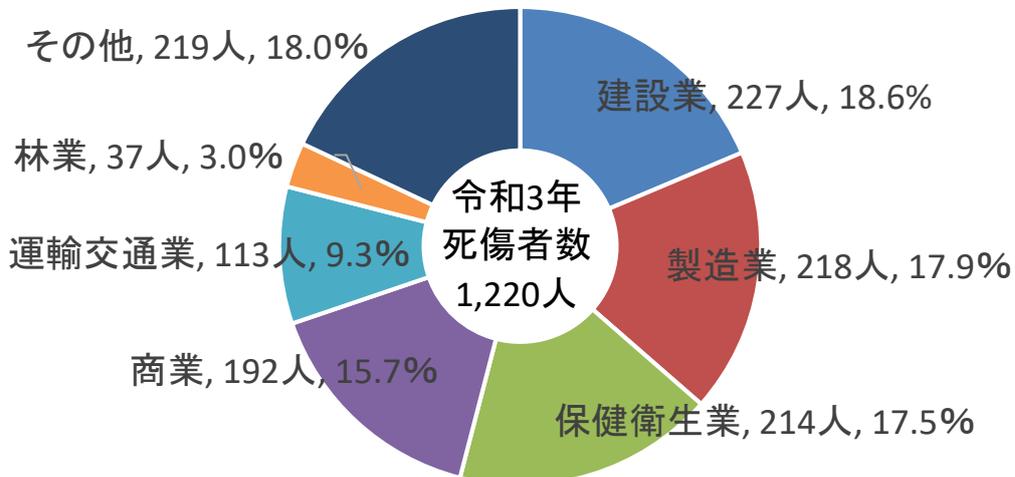
労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

主要業種別発生状況

資料3

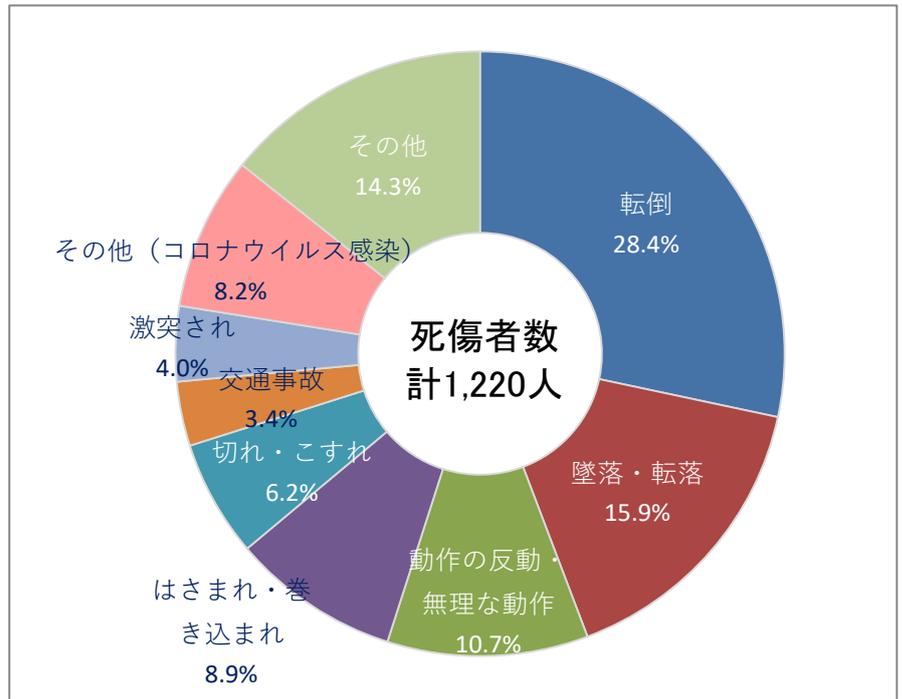


令和3年 業種別発生割合

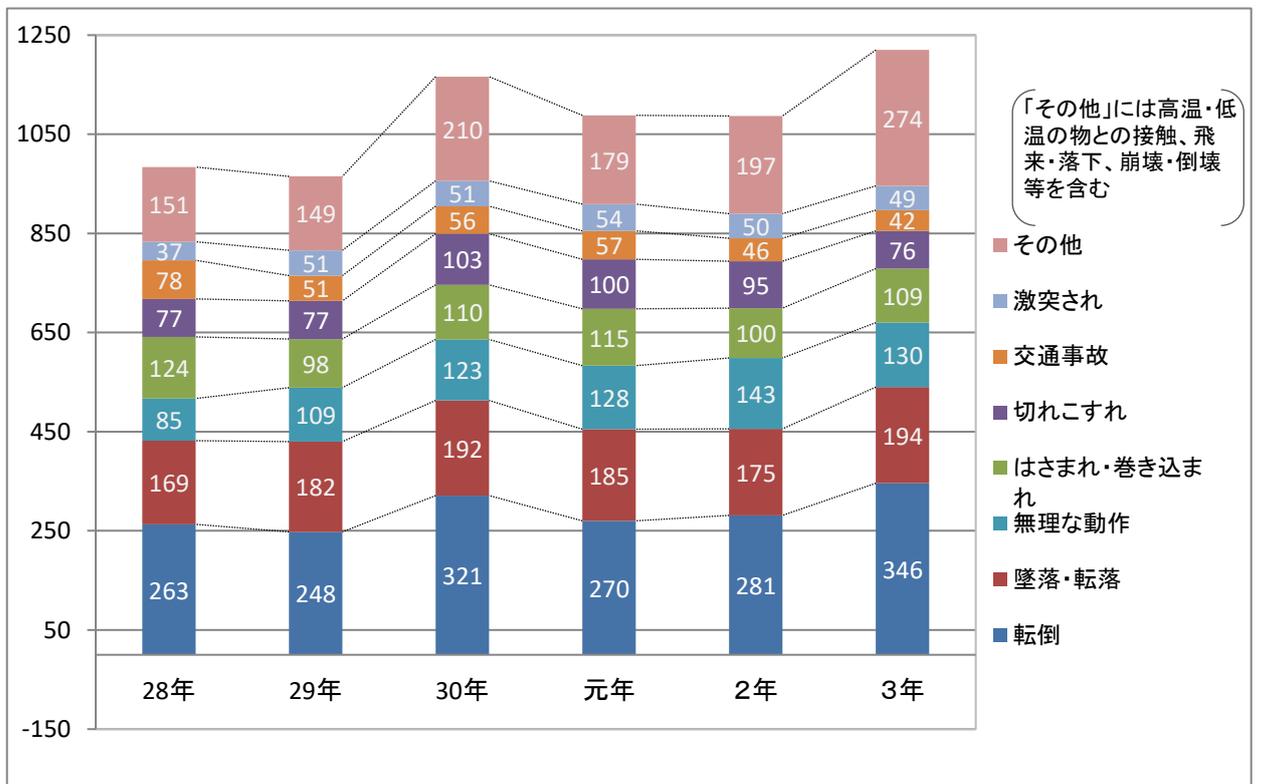


事故の型別分類

事故の型別	3年
転倒	346
墜落・転落	194
動作の反動・無理な動作	130
はさまれ・巻き込まれ	109
切れこすれ	76
交通事故	42
激突され	49
その他(コロナウイルス感染)	100
その他	174
合計	1220

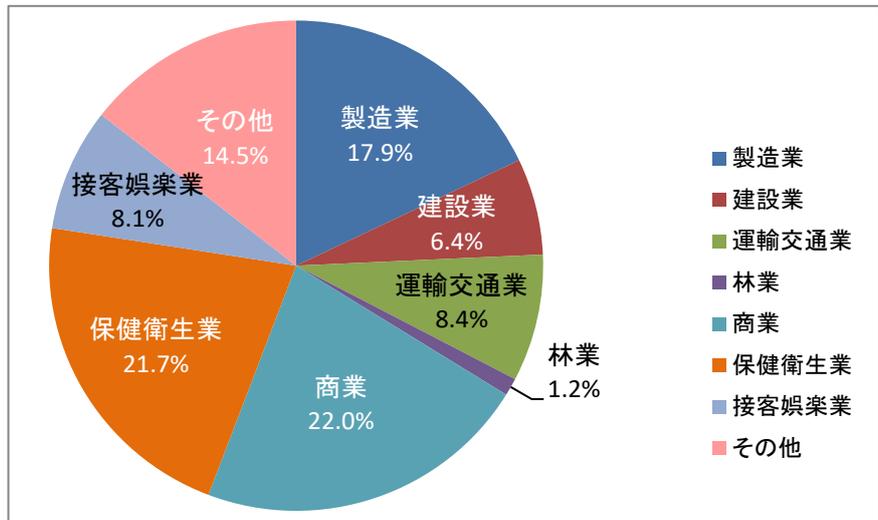


事故の型別労働災害発生状況の推移(平成28年～令和3年)

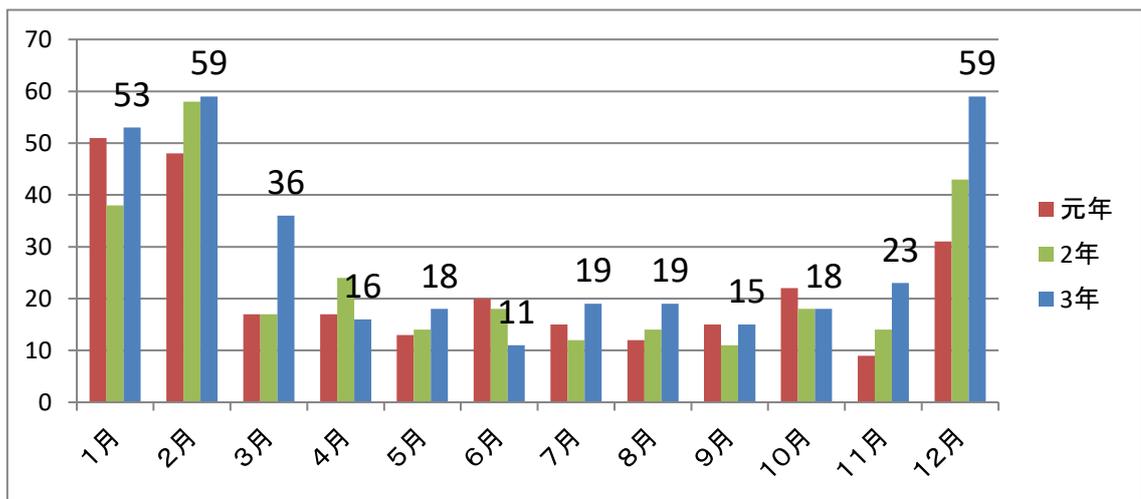


令和3年 主要業種別 転倒災害発生状況

製造業	62
建設業	22
運輸交通業	29
林業	4
商業	76
保健衛生業	75
接客娯楽業	28
その他	50
合計	346



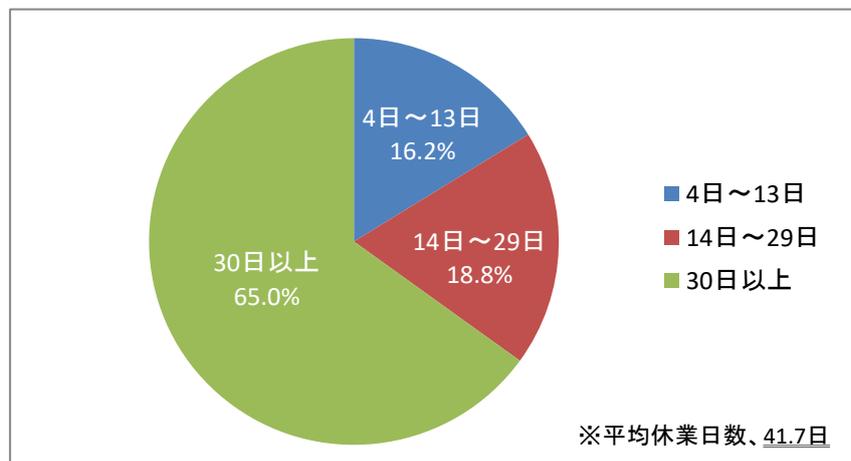
転倒災害 発生月別推移(平成30年～令和3年)



令和3年 休業日数別転倒災害発生状況

4日～13日	56
14日～29日	65
30日以上	225
合計	346

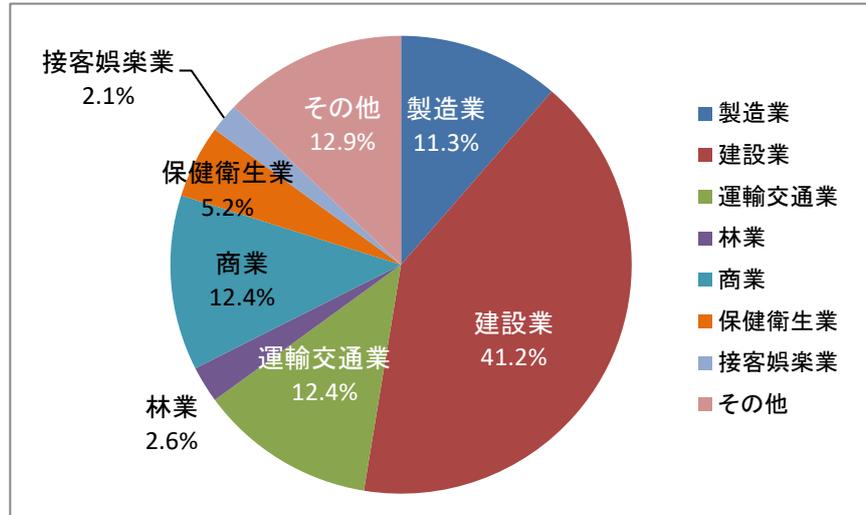
※1人死亡により外数



No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大館	2月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (50~60年)	墜落、 転落	その他の 環境等	労働者2名（うち1名が被災者）がフォワーダの荷台に乗り目的地まで移動した。フォワーダは積もった雪（走行路面からの高さは約1m）の横に停車し、被災者は荷台からその積もった雪の上に降車した。被災者はフォワーダの前方の走行路面上に転落し、その直後動き出したフォワーダに轢かれたものと推定される。
2	能代	6月	製材業 (1-4-1)	60歳代 (1年未満)	激突され	その他の木材 加工用機械	リングバーカーを使用した杉丸太の皮剥ぎ作業において、被災者は丸太の押さえローラーを上げた状態で作業中、加工しようとした杉丸太（直径24cm、長さ3.7m）が加工用カッターに接触したはずみで動揺し、被災者の右わき腹に激突したものと推定される。
3	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60歳代 (10~20年)	感電	送配電線等	個人住宅の軒の補修工事において、被災者が破損した軒を足場上で補修する作業中、足場上にあった電柱から住宅へつながる引き込み線（電線）をくぐり抜けようとした際に、引き込み線の配線の被覆が剥がれていた個所に首が接触したことにより感電したものと推定される。
4	本荘	8月	その他の 製造業 (1-17-9)	50歳代 (1~5年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	被災者は一人で土壌改良材の製造作業を行っていたところ、土壌改良材を袋詰めする自動充填機の水平方向に可動する部分と当該機械のフレームとの間に胸部を挟まれた。
5	横手	9月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者は、作業現場で発生した廃材を産廃処理場へ軽トラックで運搬・積み下ろしした後、作業現場に戻るため道路上を走行し交差点（信号有）を右折したところ、直進してきた対向車（軽乗用車）と衝突した。
6	能代	10月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (20~30年)	墜落、 転落	足場	被災者は、社会福祉施設1階の軒天井を改修するために設けた足場の作業床上（高さ1.9m）もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落し頭部を強打したものと推定される（災害発生時は保護帽未着用）。
7	能代	12月	その他の 建設業 (3-3-9)	40歳代 (20~30年)	墜落、 転落	建築物・ 構築物	ボイラーの煙道修繕工事において、被災者は煙道と煙突との境界部分で下請業者が施工する煙道補修作業状況を確認していたところ、煙道端部から7.3m下の煙突底面へ墜落した。

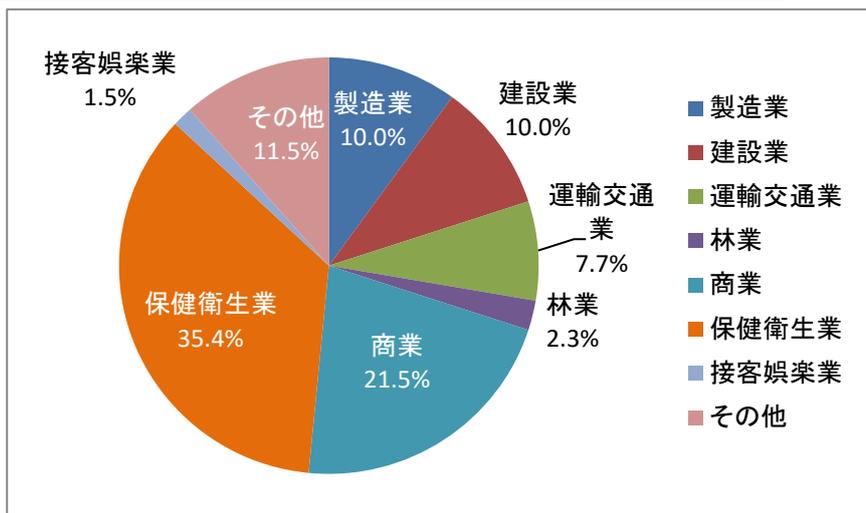
令和3年 主要業種別 墜落・転落災害発生状況

製造業	22
建設業	80
運輸交通業	24
林業	5
商業	24
保健衛生業	10
接客娯楽業	4
その他	25
合計	194



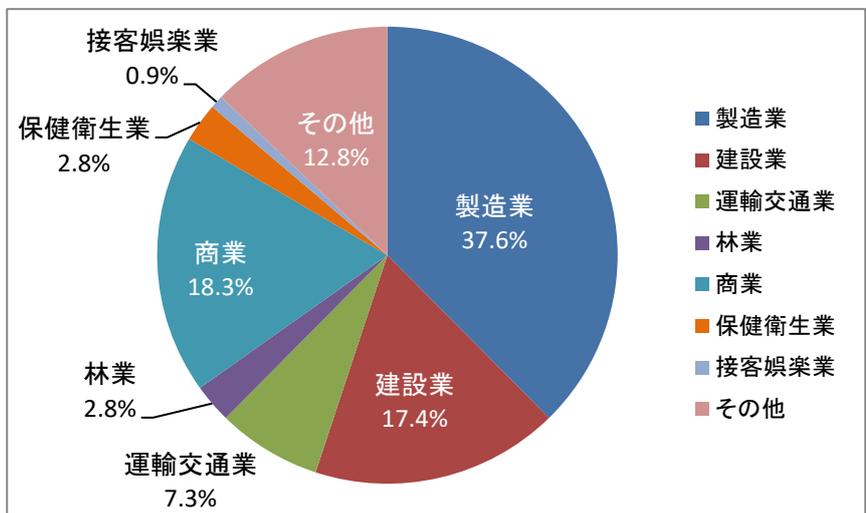
令和3年 主要業種別 動作の反動・無理な動作災害発生状況

製造業	13
建設業	13
運輸交通業	10
林業	3
商業	28
保健衛生業	46
接客娯楽業	2
その他	15
合計	130



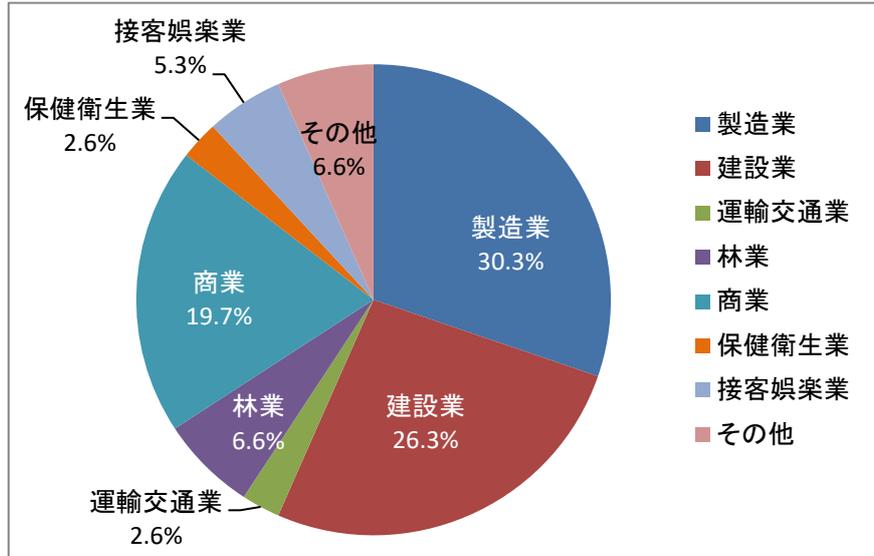
令和3年 主要業種別 はさまれ・巻き込まれ災害発生状況

製造業	41
建設業	19
運輸交通業	8
林業	3
商業	20
保健衛生業	3
接客娯楽業	1
その他	14
合計	109



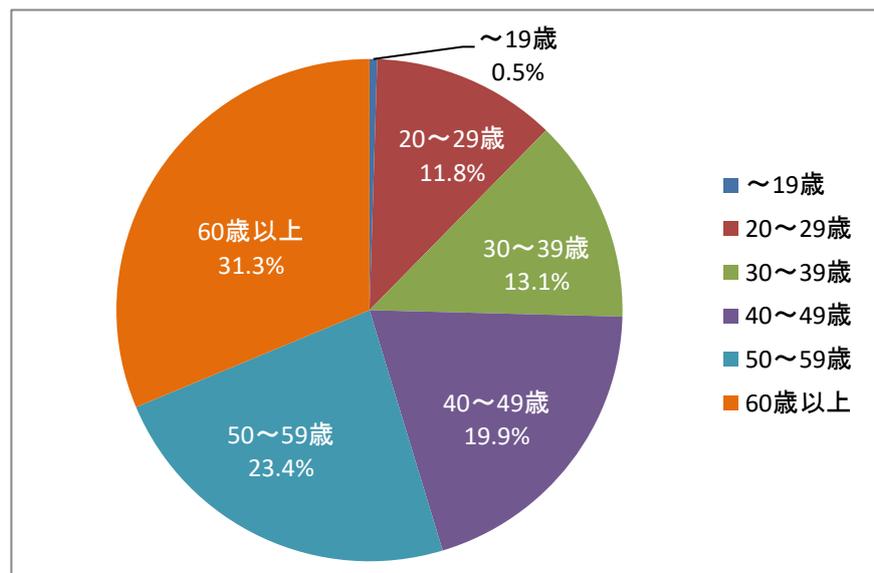
令和3年 主要業種別 切れ・こすれ災害発生状況

製造業	23
建設業	20
運輸交通業	2
林業	5
商業	15
保健衛生業	2
接客娯楽業	4
その他	5
合計	76



令和3年 被災年齢別発生状況(全業種)

～19歳	6
20～29歳	144
30～39歳	160
40～49歳	243
50～59歳	285
60歳以上	382
合計	1,220



令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが6.75m以下の場合
は「胴ベルト型（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



建築物等の解体・改修工事の

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

- Point 1** 2022年春から制度が変わります 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> 
- Point 3** 事前の準備が必要です 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。

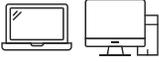
システムでできること(一例)

- | | | |
|-------|------------|--|
| 新規申請 | 電子申請をおこなう | パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。 |
| 下書き保存 | テンプレートをつくる | 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。 |
| 一括申請 | まとめて申請する | 「プライムアカウント(G BizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。 |
| 資料作成 | 申請情報の活用 | システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。 |

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン	 スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS	
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など	

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

G BizIDの取得

どちらかのG BizIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはG BizIDを利用します。G BizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

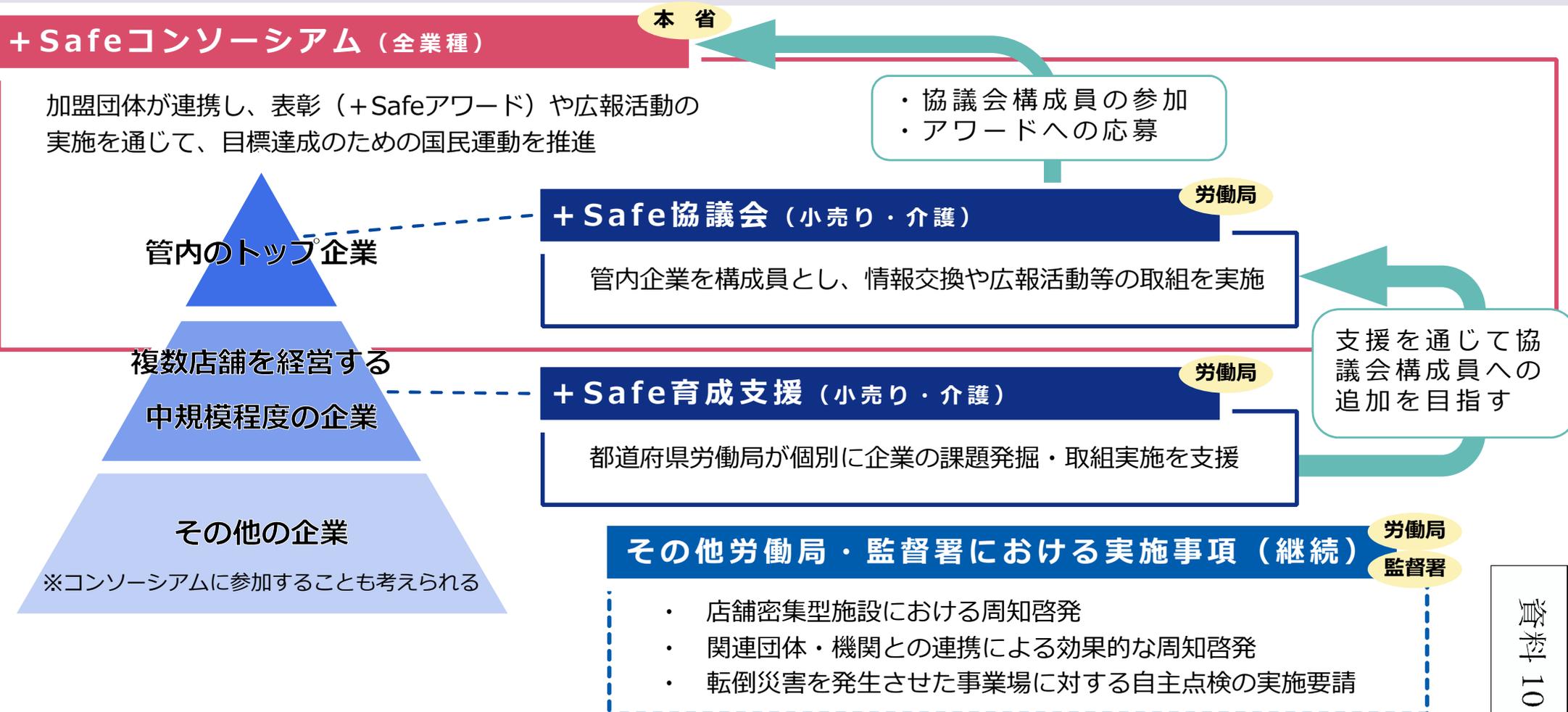
G BizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/> 

4 令和4年度より実施する新たな対策の全体像

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

- 国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容**の促進
 - 多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**
- を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。

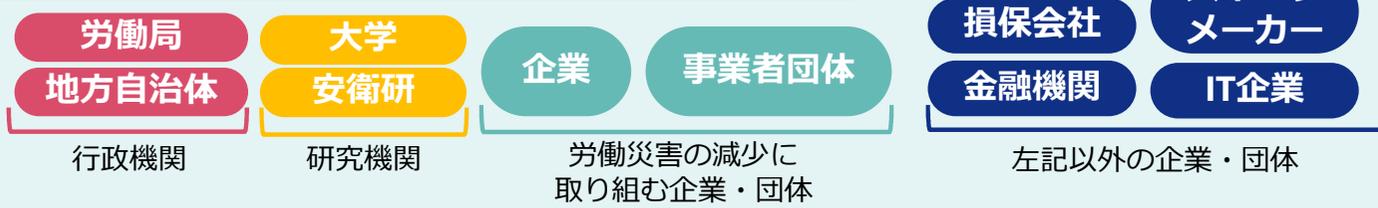


(1) + Safeコンソーシアム (仮称)

目的：安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けて、コンソーシアム加盟団体が連携した取組を行うことにより、企業の自主的な安全衛生活動を推進するとともに、国民の安全衛生意識を向上させることを目的とする。令和4年度本省の委託事業により実施する。

- 加盟団体は次の団体等から広く公募
 1. 行政機関（国、地方自治体等）
 2. 研究機関（大学、安全衛生総合研究所等）
 3. 労働災害の減少に取り組む企業・団体
 4. 3以外の企業・団体（損保会社、金融機関、スポーツメーカー、IT企業等）
- 加盟団体が連携して、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けた各種プロジェクトを実施
- 厚生労働省は、各種プロジェクトの取組の中から、優良な取組事例に対する表彰を実施

+ Safeコンソーシアム

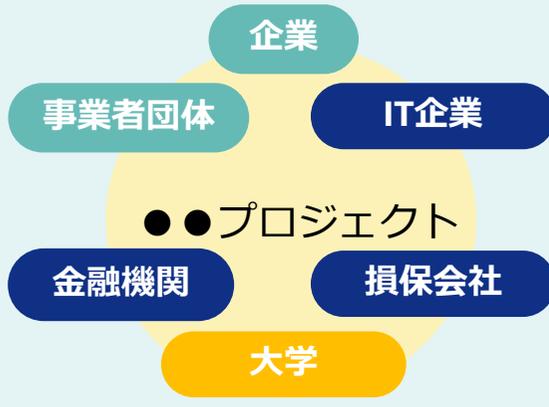


労働局主導の連携の例



協定の締結・啓発資料の作成

コンソーシアム加盟団体の自主的な連携の例



健康増進アプリの開発

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター **チューイ** カン吉

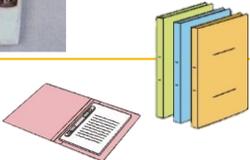
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

- | | | | |
|--------------------------|-------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 発症時・緊急時の措置の確認と周知 | 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |  |

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

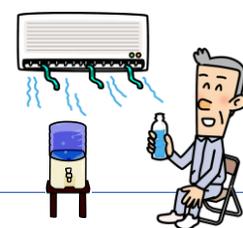
JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。

